

# 令和4年第7回

## 札幌市教育委員会会議録

議案第1号及び第2号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

## 令和4年第7回教育委員会会議

1 日 時 令和4年4月25日（月）13時30分～13時45分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教育長	檜 田 英 樹
委員	阿 部 夕 子
委員	佐 藤 淳
委員	石 井 知 子
委員	道 尻 豊
委員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校施設課長	宮 野 純 一
保健給食課長	大 門 哲 人
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

**【開 会】**

○**檜田教育長** これより、令和4年第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、道尻豊委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第1号から第2号は、議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号から第2号は公開しないことといたします。

**以下 非公開**

**【議 事】**

◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の池田でございます。

議案第1号の「議会の議案についての市長への意見の申出について」ご説明いたします。

本案は、本年5月23日に招集予定の令和4年第2回定例会市議会に札幌市立学校設置条例及び札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例案を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものであります。

まず、学校設置条例の改正について説明いたします。これは福移学園を設置し、福移小学校と福移中学校を廃止するものです。

近年、国においては、小中一貫教育に係る制度改革が行われ、小中一貫教育の取組について、継続的かつ安定的に実施することができる制度的基盤が整備されたところであります。本市においては、「小中一貫した教育の在り方検討委員会」における検討等を経て、令和元年度に「札幌市小中一貫した教育基本方針」、令和2年度に「札幌市における義務教育学校の設置方針」を策定し、小学校と中学校を一つの学校として運営する義務教育学校が、本市が推進する小中一貫教育に適しており、通学区域がおおむね同一であり、かつ、既存の校舎が小中学校で一体のものであるか、又は、今後小中学校で一体的な校舎整備を行う場合に、義務教育学校を設置することといたしました。

これを踏まえ、通学区域が同一であり、かつ、既存の校舎が小中学校で一体である福移小中学校を令和5年4月に義務教育学校に改編することといたしました。

また、名称について、本市においては、名称の浸透しやすさ等を考慮し、市内に設置する義務教育学校については同一の名称とすることを前提とし、①新しい校種であることを認識できること、②略称を含め短く呼称できること、③小中一貫校であることを表現できること、の3点を踏まえ、「札幌市立義務教育学校福移学園」とすることといたしました。

次に、通学区域審議会条例の改正について説明いたします。これは審議会の名称変更と、審議の対象となる校種を追加するものです。

本市が設置する小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に係る事項を審議する教育委員会の諮問機関として、審議会条例の規定に基づき、「札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会」を設置しております。

札幌市立学校の通学区域については、その設定又は変更に当たっては、同審議会における審議及び答申を経て決定しておりますが、この度、福移学園を設置することから、同審議会における審議の対象となる校種に義務教育学校を追加するものであります。

なお、改正条例の施行期日は、学校設置条例については福移学園の開校予定日である令和5年4月1日、通学区域審議会条例については公布の日からとしております。

議案の説明は以上でございます。

意見書の内容について適当としてよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○**檜田教育長** 議会での審議を経て初めて義務教育学校の福移学園という名称が広く出ていくことになるということですね。

○**学校施設担当部長** はい。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして議案第2号、同じく「議会の議案についての市長への意見の申出について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 引き続き私からご説明いたします。

本案は、令和5年度からの学校給食費の公会計化に当たり、別添の『札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例』により、給食費の徴収・管理に関する事項を定めたく、ご審議をお願いするものです。

令和4年第2回定例市議会へ提出する条例案につきましては、「条例案」のインデックスの資料のとおりとなります。

条例の内容につきましては、「制定概要」というインデックスの資料をご覧ください。こちらの資料でご説明をさせていただきます。

まず、1の「札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を制定する背景」ですが、給食費の公会計化については、これまでも、昨年度の教育委員会会議等を通じて、委員の皆様へご説明を行ってまいりました。

改めてのご説明とはなりますが、国が「学校給食費の徴収・管理は、地方公共団体が自らの業務として行うことが適切」と示していることに加え、学校の業務負担軽減や保護者の利便性向上といった、様々な効果が見込まれることから、本市におきましても、令和5年4月から公会計制度の導入を予定しているものです。

公会計化に当たりまして、条例・規則等を制定する義務はありませんが、学校給食費の管理における透明性の観点からは、その取扱いを地域住民に対して明らかにしておくことが望ましく、また、既に公会計制度を導入している他の全ての政令指定都市、9都市が、学校給食費の徴収・管理に関する基本的な事項を条例において規定していることも踏まえ、本条例を制定させていただきたいと考えております。

次に2の「制定内容」をご覧ください。また、前のページの「条例案」も併せてご確認ください。この度提出する条例案は7条で構成しております。

まずは、趣旨（第1条）では、本条例案を制定する趣旨について、定義（第2条）は、本条例案で用いる用語の意義について、学校給食の実施（第3条）は、学校給食法において、義務教育学校の給食実施は努力義務とされていることから、札幌市立学校での給食実施について、学校給食費の徴収等（第4条）は、市長が保護者等の学校給食費負担者から学校給食費を徴収し、その額は市長が別に定めることについて、学校給食費の納付（第5条）は、市長が別に定める日までに学校給食費を納付する規定について、学校給食費の減免（第6条）は、市長が特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額・免除ができることについて、委任（第7条）は、第4条から第6条までに定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が定めることについて。

以上を制定し、施行期日は令和5年4月1日を考えております。  
学校給食費の具体的な金額や納付月については、市長が別に定めるものとして、規則を制定したいと考えております。

なお、規則については、令和5年度の給食費が、令和4年12月を目途として決定するため、この決定後にご審議いただくことを予定しております。

本議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

本日子定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** 以上で、令和4年第7回教育委員会会議を終了いたします。